

第1章 標準産業分類の作成要旨

わが国で産業分類が始めて作られたのは昭和5年（1930年）であった。これより先、大正9年（1920年）の第1回国勢調査のときに職業分類が作られているが、これは産業と職業が混在したような分類であって、はっきり二つの分類に分けられたのは昭和5年のときであった。この分類は、内閣訓令第3号をもって統一的に使用するよう規制されたが、その効果を挙げることはできなかった。

その後経済統計の発達にともない工業分類とか農業分類とか部分的な産業分類も生れたが、これらの間に分類上の統一がなく、解釈もまちまちであったため同一の事業所が調査によって異なる産業に分類され、利用上多大の不便があった。このため、昭和15年（1940年）の第3回国勢調査のときにとりあえずわが国の標準分類を作成することとなり、関係各省庁の専門家の協力により統一ある分類が作成され、各省次官の申し合わせによりこの分類の共通使用が図られた。しかしながら、このときも分類に関する細部の運営要領や大綱に関する定義などが理論的に確定されていなかったため、形式的な統一のみにとどまり調査の結果数字になお多大の差異が発見され、理路整然とした標準分類の必要性は益々高まってきた。

その後、国際連合が提唱した1950年世界センサスに呼応してわが国でも大規模な各種センサスを実施することとなったのを機会に、統計委員会の下に1950年センサス中央計画委員会が設置され、センサス実施の研究と基礎事業である各種分類の研究がすすめられることとなり、各種の専門部会が設けられた。

この専門部会の一つである産業分類専門部会によって、標準産業分類の作成作業が昭和24年3月から開始され、同年10月に完成したのが日本標準産業分類であり、指定統計をはじめ多くの重要な統計調査に使用されることとなった。

第2章 標準産業分類の変遷

昭和24年12月23日開催の第12回統計委員会および昭和25年4月28日開催の第17回統計委員会は、昭和24年10月制定の日本標準産業分類の統一的使用の問題を審議した結果、統計法による政令を制定することとし、このために必要な研究をおこなうこととなった。

日本標準産業分類の使用を政令として制定するにあたり、第一に考慮されたのは、日本標準産業分類が数多くの統計調査にたいしどの程度無理なく適用できるかという点であっ

た。したがって日本標準産業分類が完成してから実地に使用した結果や、わが国の産業構造上における産業部門の重要性の変化あるいは産業部門に含まれる個別産業をわが国の実情に合わせて改廃する必要性などが考えられた。よって産業分類専門部会では、産業部門別に設けた小委員会ごとに改訂作業をおこない、昭和26年3月に改訂の成案を得たので、昭和26年4月30日政令第127号「統計調査に用いる産業分類並びに疾病、傷害及び死因分類を定める政令」を公布し、同時に日本標準産業分類の第1回の改訂がおこなわれた。

しかるに昭和27年4月28日講和条約の発効によるわが国産業の変化などに基き、本分類をさらにわが国情に合致させる必要が生じたため、昭和28年3月に第2回の改訂がおこなわれ、また武器製造業を新設するために、昭和29年2月に第3回の改訂がおこなわれた。その後も各種統計調査の利用上多くの問題が生じてきたので、昭和32年5月に第4回の改訂がおこなわれ、昭和38年1月にはこれの一部改訂がおこなわれて今日に至った。

なお、この間に統計委員会は、昭和27年8月におこなわれた行政機構の改革にともない行政管理庁付属機関の統計審議会となった。以後、その下に新たに産業分類部会を設置し標準産業分類に関する諸問題の審議にあたることとなり、従来の産業分類専門部会の委員が新しい部会の専門委員に任命された。上記の第2回改訂および第3回改訂は昭和27年9月18日開催の第1回統計審議会において行政管理庁長官から統計審議会長にあてた下記の諮問に対する第1回の答申に基くものであり、また第4回改訂は同じく第2回の答申に基くものである。

行政管理庁長官の諮問

統計調査に用いる産業分類の基準の設定について、貴審議会の御審議をわずらわしい
(理由)

従来わが国では、昭和24年に統計委員会産業分類専門部会で作った日本標準産業分類を標準的なものとして政令で公布し、各省庁で統一的に使用しているが、その後時運の進展に伴い、経済構造も変革したので、これに適應するよう如何に改正すればよいか。

これが諮問の理由である。

第3章 標準産業分類の改訂要旨と主要な改訂点

第1項 改訂要旨

ここ数年来における日本経済の急速な成長は、産業構造の面にも著るしい変化をもたらしたため、産業分類の適用上現状に適合しない点が生じてきた。よって日本標準産業分類(昭和32年5月改訂、昭和38年1月一部改訂)を改訂する意図のとともに昭和41年2月18日

開催の第161回統計審議会において「統計調査に用いられる産業分類の基準の設定について」の諮問（諮問第105号）がおこなわれ、翌3月4日には本分類を検討するための第1回産業分類部会が開催された。

この第1回産業分類部会では、改訂のねらい、改訂作業期間、改訂作業組織など日本標準産業分類改訂に関する作業要領が示された。すなわち、今回のねらいはこれまでの産業構造の変化に対応して分類項目、内容例示等の改訂をおこなうとともに、取扱上不明確であった点を明確にすることであった。このため産業分類部会のもとに第1～第6の各小委員会と幹事会を設けて作業態勢の確立が図られた。

改訂作業を開始するに当たり、まず各省、各都道府県統計主管部局から現行分類に関する問題点、改訂意見を求め、これらの資料をもとに幹事会において小委員会における改訂作業指針案作成のための検討がすすめられた。しかしこの過程において今回の改訂は現行分類の手直しにとどまらず、現行分類にとりいれられている行政機関の所掌別の区分など統計として非合理的な面をできる限り廃し、純粋な見地から分類体系を再編成すべきであるという強い意見が提起された。

第2回～第5回の産業分類部会は、こうした基本問題に関する審議に費やされたが、分類体系再編成の基本となる経済活動の類似性とは何か、中分類構成の基準を何れに求めるべきかなどを中心に議論がすすめられたが、理論的な面のほか、実査あるいは利用の面を考慮すれば現行の大分類、中分類に対する考え方を全面的に変える必要はないというのが大方の意見であった。

しかしながら、これまでの改訂の都度問題とされてきた飲食店、製造問屋、製造小売などの分類上の取扱については改訂原案を作成する際関係小委員会において充分検討するよう指示が与えられた。

これらの指示に基づいて各小委員会で作成された改訂案は昭和41年11月7日開催の第6回産業分類部会から本年2月9日開催の第28回産業分類部会において順次審議された。審議の過程においては特に

- (1) 飲食店は、小売業に含めるべきか、サービス業に含めるべきか。
- (2) 製造小売は、小売業に含めるべきか、製造業に含めるべきか。
- (3) 下水道業は、水道業に含めるべきか、サービス業に含めるべきか。
- (4) サービス業を生活サービス、産業サービス、社会サービスの区分に着目して、再編成を図るべきか否か

などが大きな問題としてとりあげられたが、いずれの取扱いにもそれぞれ十分な根拠があり、その解決のためには長期にわたる慎重な研究が必要であること、また現行の取扱いをかえるとその影響が大きいなどの理由もあって大部分は現行どおりの取扱いをされることになった。

なお、分類上の一般原則については、幹事会において検討したが、時間の制約等のため

産業分類部会では審議をおこなうに至らなかった。したがって、本分類の適用に関しては、従前からの原則を標準産業分類の趣旨、目的に則し、各統計調査の実情に応じて運用することとする。ただし、今回の改訂で自家用倉庫が分類項目から除かれ、その主事業所の産業によって分類することになった等に伴い旧版の「分類上の一般原則」について一部修正をほどこした。